

ふくい土地改良

270



「未来へつなごう!ふるさとの水土里」子ども絵画展2025 水土里ネットふくい会長賞
「とんぼがとぶ田んぼ」 小浜市立今富小学校 2年 太田 直太朗 さん
(受賞時の学年を記載しています)

新年のご挨拶	 1	・ 令和7年度男女共同参画推進大会inくまもと	
要請活動	 13	【インフォメーション】	 18
・ 農業農村整備の集い		・ 令和8年度 農業農村整備事業関係予算概算 決定の概要	
・ 全国土地改良事業団体連合会 都道府県土地改良事業団体連合会 合同要請		・ 農家負担金軽減支援対策事業	
・ 県内各農業農村整備事業推進協議会 合同要請		お知らせ	 22
・ 北陸四県土地改良事業団体連合会協議会 令和7年度中央要請		・ 土地改良区だより(坂井北部、日野川用水)	
各種活動報告	 15	・ 秋の叙勲	
・ 令和7年度 土地改良区等役職員研修会		・ 農業基盤整備資金利率	
・ 第47回全国土地改良大会 佐賀大会			





新年のご挨拶

水土里ネットふくい
会 長 山 崎 正 昭

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様をはじめ、土地改良関係者の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、平素より本会の業務運営に格別のご高配を賜り、さらに農業・農村の振興に多大なるご尽力とご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと、宮崎県日向灘や北日本・青森県沖を震源とする地震、記録的な猛暑や豪雨、台風といった自然災害や、さらには岩手県大船渡市や大分県佐賀関での大規模火災などが全国で相次ぎ、気候変動の影響を強く感じる一年でございました。

また、埼玉県八潮市では下水道管の損傷による道路陥没事故の発生により、日本各地で進んでいるインフラ老朽化問題が改めて浮き彫りになりました。

農業分野では、一昨年から続く米価の異常な高騰、いわゆる「令和の米騒動」が依然として影響を及ぼしています。米価高騰の原因として、異常気象による米不足や品質低下、生産調整の長期的影響による供給余力の低下が挙げられています。また、肥料・燃料価格の高止まりや農家の高齢化・担い手不足など、複数の要因が重なった結果ともいわれています。このような状況を改善するためには、持続可能な農業体制への転換を通じた食料安全保障の強化が急務であります。

国においては、四半世紀ぶりに改正された食料・農業・農村基本法の理念に基づき、新たな食料・農業・農村基本計画が昨年4月に策定され、令和7年度からの初動5年間で農業の構造転換を集中的に進める農業構造転換集中対策を実施するため総額2.5兆円の予算を別枠で確保するとされています。さらに、9月には新たな土地改良長期計画が閣議決定され、食料自給力の確保に資する農業農村整備の取組が一層強化されることとなりました。

また、土地改良法の改正により国・都道府県の発意により基幹的農業水利施設の更新ができる制度や土地改良区が地域関係者と連携して連携管理保全計画（水土里ビジョン）を策定し、農業水利施設を将来に向けて適切に保全を行う仕組みが創設されました。

国の農業農村整備事業関係予算につきましては、令和7年度補正予算2,439億円と令和8年度当初予算4,504億円と併せて、昨年度比442億円増の総額6,942億円が確保される予定でございます。この確保された予算については、本県をはじめ全国の土地改良関係者が土地改良の必要性を訴えた成果であります。どうか早期に活用し一日も早く効果が発現されるよう努めていただき、更に皆様と共に土地改良の重要性を訴えていきたいと考えております。

最後になりましたが、本年は午年でございます。馬は力強さ、行動力、前進するエネルギーを象徴し、特に丙午（ひのえうま）にあたる今年は情熱や勢い、変化を生み出す力を持つといわれております。本会といたしましては、役職員一丸となり一層の会員支援に取り組むことで本県農業が力強く飛躍するよう努めてまいりたいと思います。今年一年が皆様にとりまして健やかで実り多い一年となりますよう心より祈念申し上げ新年のご挨拶といたします。





新しい世代につなげる福井の農業・農村

福井県知事 石 田 嵩 人

このたび、福井県知事に就任しました石田嵩人でございます。

水土里ネットふくいの皆様には、日ごろから本県の農業行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

農業は、食料の安定供給のみならず、水源の涵養や国土の保全といった観点からも県民生活を支える重要な産業であり、地域社会に人々が定着する基盤ともなっています。県では、農業が持続可能な成長産業として今後も発展していくよう、各種施策を推進しています。

しかしながら、農業を取り巻く環境は、人口減少や農業者の高齢化、大雨や酷暑など自然災害の激甚化・頻発化に加え、肥料をはじめとする資材価格や電気料金の高騰など、ますます厳しさを増しております。このため県では、農業水利施設の電気料金高騰対策や豪雨災害からの復旧事業などの予算を計上し、事業者の皆様への支援に努めているところです。

また、令和7年は全国的に少雨となり、本県においても広範囲の水田において農業用水不足が発生する中、水土里ネットふくいの皆様や市町を中心に、渇水対策に多大なるご尽力をいただきました。この場をお借りし、心より感謝を申し上げます。県としましても、引き続き土地改良区や市町の渇水対策等の取組みの支援を通じ、用水の安定的な確保と供給に取り組んでまいります。

さて、北陸新幹線の県内開業以降、多くの方が福井を訪れ、みなさまが生み出す「食」が地域の大きな魅力となって輝きを増しています。こうしたにぎわいを拡大させ、「食」を目的とした交流がさらに活発になるよう、引き続き「いちほまれ」や「香福の極み 越前蕎麦」、「若狭牛」など県産ブランド食材の魅力発信に努めてまいります。

また、県では、2040年の福井県の将来像を示した「福井県長期ビジョン」について、5年ごとに定める「実行プラン」および「地域プラン」を昨年3月に改定しました。稼げる農林水産業の実現と農山漁村の活性化を図るため、担い手の確保や大規模経営体の育成、スマート技術の導入加速化、女性や外国人など多様な人材の参画支援、北陸新幹線を活用した販路拡大など、県民や新たに本県を訪れる人々を巻き込んだ多面的な施策を展開してまいります。

特に、人口減少や少子高齢化が進む中、農業の担い手を確保することは喫緊の課題となっています。このため、ふくい園芸カレッジや越前若狭 田んぼ道場、OTAMESHI（お試し）就農制度を通じて、UIターンなどを含む幅広い層から農業人材を確保する取組みを進めています。併せて、1品目1億円以上の販売高を目指す産地「園芸タウン」の整備や、売上げ1億円を超える経営体「リーディングファーム」の育成など、人材の受入れ体制の強化と経営力の向上にも取り組んでまいります。

こうした取組みにより農業者の所得向上を図るとともに、若い世代が「希望あふれる」、「かつこいい」、「稼げる」、「感動する」と感じる環境を整え、農業に携わる若者が増える社会の実現を目指してまいります。

これらの農業施策を支える土台となるのは、整備された生産基盤です。ふくいの農業を成長産業へと飛躍させ、次の世代へ確実に引き継いでいくためには、生産性向上に向けた基盤整備や農業水利施設の適切な保全を担う農業農村整備事業の重要性が、今後ますます高まっていくと考えております。

今後も引き続き、農業農村整備事業を推進し、本県の農業・農村の振興に全力で取り組んでまいりますので、水土里ネットふくいならびに会員の皆様方には、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



年頭の御挨拶

北陸農政局長 植 野 栄 治

謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃から農林水産行政、とりわけ農業農村整備事業の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一昨年、能登半島地震及び豪雨により、石川県能登地方を中心に管内各地で甚大な被害が発生しました。被災された皆様に改めてお見舞いを申し上げますとともに、被災した農地・農業用施設の災害復旧に多大なる御尽力をいただいている関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

さて、昨年は、新たな食料・農業・農村基本計画の方向性を踏まえて土地改良法が改正された年でもありました。土地改良法の歩みをさかのぼりますと、土地改良事業団体連合会に関する規定が設けられたのは、昭和32年の改正においてであり、「第四章 土地改良事業団体連合会」として、連合会の目的、業務内容、設立の手続き等に関する一連の条文が新たに整備されています。この改正を受け、翌昭和33年に、福井県土地改良事業団体連合会が設立されたものと承知しています。

法律では、「連合会は、土地改良事業を行う者の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする（第111条の2）」と規定されています。この目的規定は昭和32年の改正当初から基本的に変わっていないのですが、改めて読み直したとき、「協同」と「共同」という、似ているようで異なる二つの言葉が使い分けられている点に、私は強い関心を覚えました。

辞書によれば、「協同」とは、立場や条件の異なる者同士が力を合わせ、役割を分かち合いながら物事を進めていくことを意味します。一方「共同の利益」とは、特定の集団が共有し、守るべき利益を指す言葉であり、法的にも重要な概念とされています。こうして考えてみると、この目的規定には、協同というプロセスを通じて、共同の利益という結果に至ることを連合会に期待する、静かなメッセージが込められているのではないのでしょうか。

土地改良の現場は、農業者の減少や高齢化、施設の老朽化、さらには災害リスクの高まりなど、厳しい課題に直面しています。こうした状況下においてこそ、立場や事情の異なる関係者が粘り強く協同を重ね、その積み重ねを地域全体の共同の利益へとつなげていくことが、これまで以上に重要になっています。土地改良事業団体連合会は、その要となり、共同のプロセスを支え、守り、次代へとつなぐ存在であると考えます。北陸農政局といたしましても、連合会の会員の皆様と共に、農業生産基盤の整備、土地改良区の運営基盤の強化に取り組み、より良い農業・農村の構築に努めてまいります。

新年を迎え、協同の歩みが確かな共同の利益へと結実する一年になることを心から願い、年頭の所感といたします。





新年にあたって

全国水土里ネット
会 長 二 階 俊 博

令和8年の年頭に当たり、全国の土地改良事業に携わっておられる皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

平素より、農業農村整備事業の推進に対し、関係各位の格別の御理解と御支援を賜っておりますことに、心より厚く御礼申し上げます。

去年は、全国各地で記録的な猛暑や集中豪雨など、気候変動の影響が一段と顕著となり、皆様の地域にも大きな影響を及ぼしたのではないかと存じます。

豪雨等により被害を受けられた地域の皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を祈念いたします。

いま、国際社会は、地球規模で頻発する異常気象や世界的な物価高騰などの諸問題に直面しています。一方、我が国の農業・農村は、農業者の高齢化や減少により、農業の継続やそれを支える農地や農業用水の保全管理が困難になるなどの課題を抱えるなど、農業・農村を取り巻く環境は大きく変化しています。

これらの様々な問題の解決のために、食料・農業・農村基本法や土地改良法の改正が行われ、そして、新たに策定された土地改良長期計画に基づき、令和7年度から11年度までの5年間で農業の構造転換を集中的に進めることとなりました。

競争力のある農業を支える「大区画ほ場整備」や「スマート農業に対応した基盤整備」、また、「中山間地域におけるきめ細かな整備」をスピード感を持って進めていかなければなりません。

本年の干支は「午」ではありますが、“前進”“飛躍”の年とされています。まさに地域農業が新たな局面へ踏み出す一年となりますことを願うところであります。

令和8年度農業農村整備事業関係予算 政府原案においては、農業構造改革を集中的に進めるため、4,504億円が計上され、令和7年度補正予算を加えると6,942億円となります。

皆様の熱意ある要請活動と農林水産省をはじめとする関係各位の御尽力に厚く御礼を申し上げます。

輝かしい年の初めに当たり、本年も皆様の地域の農業・農村が活力を得て、一層発展するよう御期待申し上げますとともに、様々な不安が払拭され、本年が全国の皆様にとって良き年であり、日々健やかにお過ごしになられますよう御祈念申し上げ、新年の御挨拶といたします。





新年にあたって

全国水土里ネット会長会議顧問
参議院議員 進 藤 金 日 子

あけましておめでとうございます。福井県土地改良事業団体連合会の会員並びに関係の皆様には、私の政治活動にご理解とご支援を頂戴し、厚く感謝申し上げます。本年も現場主義、地域主義に徹し、国家の発展と農業農村の振興に努めてまいりますので、よろしくご指導をお願い致します。

さて、去年は、農政、国土強靱化、我が国経済にとって節目の年であったと考えています。土地改良法改正、食料・農業・農村基本計画の策定、農業構造転換集中対策の開始、新たな土地改良長期計画と第一次国土強靱化実施中期計画も策定されました。10月に高市早苗内閣が発足し、日本経済強靱化計画（通称サナエノミクス）が提唱され、株価が一時5万2000円を突破するなど我が国の経済転換の予兆との期待も広がりました。

3月の土地改良法の改正では、農業生産の基盤の整備に加えて保全に必要な施策を講ずることが明定され、土地改良区が市町村等と連携していわゆる水土里ビジョンを作成し、土地改良施設及び末端施設の保全を行う仕組みを位置付けました。

4月に策定された食料・農業・農村基本計画では、令和7年度からの5年間で農業の構造転換を集中的に進めることとし、「農地・水の確保」、「地域計画に基づく担い手への農地集積・集約化」、「農地の大区画化」、「情報通信環境の整備」、「スマート農業技術の導入」等に関し具体策を位置付け、また、「食料システム全体で合理的な費用を考慮した価格形成を推進」することも位置付けました。自民党は、基本計画の実施に関して「農業構造転換集中対策期間で集中的に実施すべき項目（①農業農村整備、②共同利用施設の再編・集約化、③スマート農業技術・新品種の開発、④輸出産地の育成）」について、別枠予算の確保を求め、私はこれらの事業規模の積算を託され、実務的に2.5兆円の積み上げを行いました。

9月には新たな土地改良長期計画が策定され、「基盤整備による生産コストの低減」、「麦・大豆・園芸作物等の生産拡大」、「農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保」、「激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策」、「農村における所得の向上と雇用機会の創出」の5つの目標が設定されました。

6月には第一次国土強靱化実施中期計画が策定され、防災・減災、国土強靱化の取組を推進することとし、令和8年度から令和12年度の5年間で推進が特に必要となる施策の目標を設定、5年間の事業規模を「おおむね20兆円強程度」を目途としました。土地改良では、防災重点農業用ため池の防災・減災対策、田んぼダムに取り組む地域での農地整備や地域共同の活動、農業水利施設等の老朽化・耐震化対策などが推進が特に必要となる施策に位置付けられました。

11月には、「生活の安全保障・物価高への対応」等を柱とする総合経済対策が閣議決定され、個別施策において、地方の暮らしの安定と活力向上、食料安全保障の確立、エネルギー・資源安全保障の強化、防災・減災・国土強靱化等を推進していく上で必要な対策と予算が盛り込まれました。これら対策の規模は一般会計で17.7兆円程度であり、土地改良関係では、昨年比402億円増の2,439億円が措置されました。

昨年を振り返ってみましたが、いずれの政策を進めるためにも土地改良の推進が重要であり、土地改良こそが一丁目一番地の対策です。特に農業構造転換集中対策期間のこの5年間で別枠予算も確保して強力に進めていく必要があります。令和7年度補正における土地改良予算は2,439億円、令和8年度概算決定額は4,504億円で合計6,942億円となっています。予算のスムーズな執行には、発注体制と受注体制の整備、地方公共団体と農業者の負担軽減等が必要であり、加えて貴連合会による技術支援と推進に対するご協力が不可欠です。私は本年も土地改良の推進のため、粉骨砕身努力してまいりますので、皆様方からの益々のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

本年が皆様にとり、輝かしい年になりますことをご祈念申し上げます。





新年のご挨拶

福井県農林水産部
副部長（農振振興・防災）
砂 村 隆 志

新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

水土里ネットふくいの会員の皆様方には、新年を迎えられ、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃から農業農村整備事業の推進を通じ、本県の農業・農村の振興に多大なご尽力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

近年、農業・農村を取り巻く環境は、地震や豪雨等の自然災害、猛暑による農作物への影響や昨年のような少雨による渇水、人口減少や農業者の高齢化、資材価格や燃料・電気料金の高騰など、多様で厳しい課題に直面しています。

こうした中、食料・農業・農村基本法が改正され、農業生産の基盤の「整備」に加え、新たに「保全」に必要な施策を講ずることが明記されました。これを受け、食料・農業・農村基本法の方向性に即しつつ、農業水利施設の老朽化や人口減少下においても、農業生産基盤の整備と保全を的確に進められるよう、土地改良法も改正され、令和7年4月に施行されました。また、同法に基づき策定された「土地改良長期計画」では、「生産性向上等に向けた生産基盤の強化」「農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保」「増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化」「農村の価値や魅力の創出」の4項目が政策課題として掲げられています。

県においては、令和6年3月に策定した福井県農業基本計画「次世代へつなぐ、希望あふれるふくいの食・農・環境計画」に基づき、①スマート農業推進などを通じた「4K（希望あふれる・かっこいい・稼げる・感動）農業の展開」、②農村コミュニティの活性化などを通じた「人々の笑顔があふれる農村づくり」、③県外での農産物PRや農遊ツアーの商品化などを通じた「ふくいの食・農・農村への思い、憧れの醸成」の3つの柱からなる多面的な施策を推進し、農業者や農村住民のアイデンティティの高揚を目指しています。

本県の農業農村整備においては、同計画に示す主な取組として、①大区画化や管水路化などスマート農業を支える基盤整備、②中山間地域の地形に逆らわない区画整備、畦畔法面の緩傾斜化など中山間地域での管理作業の機械化・省力化に資する基盤整備、③土地改良施設の

適正な保全管理や豪雨・耐震化対策、流域治水に資する田んぼダムの推進、④フォトコンテストの開催等による農村景観のPRなどに取り組み、基本計画の実現を図っているところです。

加えて、将来にわたり持続可能な施設管理体制の構築に向け、改正土地改良法に基づく「連携管理保全計画」（水土里ビジョン）の策定についても、県内全域で推進しています。

農業・農村には、食料生産はもとより、生態系保全、景観形成、洪水・土砂災害の防止、水源涵養、文化の継承など多面的な機能が備わっており、これらを将来にわたり維持・発展させることが重要です。そのためには、生産性の高い基盤の整備のみならず、土地改良施設の適切な管理や計画的な保全対策を進めるとともに、人口減少下においても次世代に継承可能な施設管理体制を構築し、農業・農村を持続させることが不可欠です。今後も農業の成長と農村の継承に向け全力で取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、皆様のご健勝と益々のご活躍、そして本県農業農村の更なる発展を祈念申し上げ新年のご挨拶といたします。



要請活動

農業農村整備の集い ～ 農を守り、地方を創る予算の確保に向けて ～



▲主催者挨拶をする二階全土連会長



▲祝辞を述べる鈴木農林水産大臣

令和7年11月26日(水)シェーンバッハ・サボー(東京都)にて、令和8年度当初予算の確保に向け「農業農村整備の集い」が開催されました。会場には、1,200人を超える土地改良関係者が全国から参集しました。

まず始めに二階俊博全土連会長の主催者挨拶のあと、鈴木憲和農林水産大臣、城内実日本成長戦略担当大臣、森山裕自民党食料安全保障強化対策本部長、進藤金日子全国水土里ネット会長会議顧問の来賓挨拶がありました。その後、次期全国土地改良大会開催県である奈良県土連の菅谷義寛常務理事が要請文を朗読し、全会一致で採択されました。最後に奈良県土連の上田美加子理事による力強い発声に合わせ、参加者全員による「ガンバロウ三唱」で幕を閉じました。全国土地改良大会のPR等も含めて、活気あふれる集いとなりました。

全国土地改良事業団体連合会・都道府県土地改良事業団体連合会 合同要請



▲片山大臣への要請活動



▲宇波主計局長への要請活動

令和7年11月26日(水)「農業農村整備の集い」の終了後、採択された要請書を手に、全土連と都道府県土連を代表した連合会による合同要請活動を実施しました。

この要請活動は、土地改良事業の計画的な遂行のために必要な予算の安定的な確保を目指し、毎年春と秋に、農林水産省、財務省の幹部の方に対して実施しています。

当会の山崎会長は、全土連副会長として静岡県土連伊東会長、全土連室本専務理事とともに出席し、進藤全国水土里ネット会長会議顧問にも同行いただきました。

農林水産省では、鈴木憲和農林水産大臣、財務省では片山さつき財務大臣、並びに宇波主計局長と面談し、土地改良事業に対する理解と支援をお願いしました。

また、関係国会議員や農林水産省、財務省の幹部に対しては、事務局が要請書を持参し、要請活動を行いました。

県内各農業農村整備事業推進協議会 合同要請



▲稲田衆議院議員への要請活動

令和7年11月26日(水)、27日(木)福井県内の5管内ごとに組織されている農業農村整備事業推進協議会を代表する土地改良区理事長等並びに福井県農村振興課とともに、中央要請活動を行いました。

26日に、稲田朋美衆議院議員、滝波宏文参議院議員、進藤金日子参議院議員、27日に山崎正昭参議院議員と面談し、要請書を持参して要請活動を行いました。



▲滝波参議院議員への要請活動

面談の際には、令和8年度農業農村整備事業予算の十分な確保、令和8年度新規採択要望地区の確実な採択、農業水利施設等の維持管理体制強化への支援、土地改良区の運営基盤強化や負担軽減への支援の4点を柱として要請を行いました。また各管内からの要望内容を直接訴え、課題解決への支援をお願いしました。

北陸四県土地改良事業団体連合会協議会 令和7年度中央要請



▲高橋財務大臣政務官への要請活動

令和7年10月27日(月)、28日(火)の2日間、東京都にて北陸四県の土地改良事業団体連合会から正副会長、事務局が出席し、農林水産省、財務省、自民党本部、関係国会議員に対して、要請活動を行いました。

27日に農林水産省で松本平農村振興局長及び青山健治農村振興局次長、自民党本部においては鈴木俊一幹事長に要請書を手交し、続く28日は財務省において、高橋はるみ財務大臣政務官及び宮下賢章主計官へ要請書を手交しました。

各県それぞれの現状や課題等に加えて、事例等を交えて土地改良事業の成果を説明することで、継続的な事業推進の必要性を強く伝えました。北陸四県全体としては、農業構造転換集中対策に関する別枠予算及び土地改良事業推進に向けた令和8年度以降の予算確保、土地改良区の運営基盤強化に対する支援を含む、6点を柱とした内容を要請しました。



▲鈴木幹事長への要請活動

各種活動

令和7年度 土地改良区等役職員研修会



▲小堀専務理事

令和7年12月19日(金)福井商工会議所にて、約130名の会員参加のもと「令和7年度 土地改良区等役職員研修会」を開催しました。

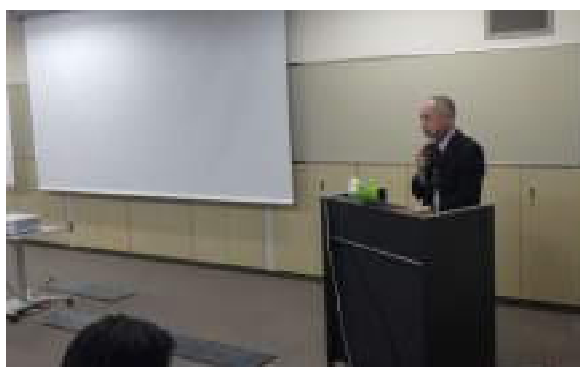
研修会は、当会の小堀専務理事の開会挨拶から始まり、福井県農林水産部農村振興課の横山主任に「土地改良区の現状と理事・監事の役割」と題して、土地改良区の役割や現状、様々な課題についてご講義いただきました。



▲福井県 農村振興課 横山主任

続いて、当会の柘原技術専門官から土地改良区と多面組織との連携について説明し、千秋事業部長から新規事業(大区画化等加速化支援事業)について情報提供を行いました。

その後、北陸農政局の土地改良管理課の佐藤課長に「土地改良法の改正と土地改良区の運営について」と題して、土地改良法が改正された背景や改正内容について詳細にご説明いただきました。また改正土地改良法において、土地改良区や市町等の関係者が共同して、将来の保全体制を構築する水土里ビジョンが位置付けられたことに伴い、「水土里ビジョンの策定について」と題して、最初の講師でもある横山主任に引き続きご説明いただきました。



▲北陸農政局 土地改良管理課 佐藤課長

最後に、全国水土里ネット会長会議顧問の進藤金日子参議院議員に国政報告をしていただき、研修会は終了となりました。

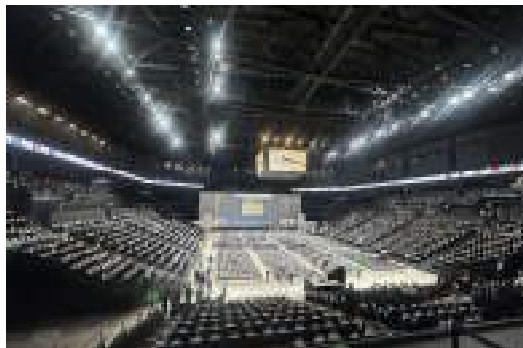
その後に行われた意見交換会では、研修会に出席された方々同士で様々な意見を交換して、つながりを深めていました。

また、講義はいずれも土地改良区運営において必要不可欠な内容で、充実した研修会となりました。



▲進藤参議院議員

第47回全国土地改良大会 佐賀大会 ～水を利して土を活かす さがで語ろう郷里の未来～



▲会場の様子



▲会場式典風景



▲福井県からの参加者



▲事業視察風景

「第47回全国土地改良大会佐賀大会」は令和7年10月15日(水)SAGAアリーナにて開催されました。「水を利して土を活かす さがで語ろう郷里の未来」をテーマに全国から約4,200名(福井からは本会の会員・事務局等20名が参加)の土地改良関係者が参集しました。

大会式典では、主催者や来賓の挨拶後、土地改良事業功績者表彰が行われ、農林水産大臣表彰6名、農林水産省農村振興局長表彰16名、全国土地改良事業団体連合会長表彰(以下、全土連会長表彰)44名が紹介されました。

福井県からはその功績を讃えられ、上庄大井土地改良区の羽生達夫理事長が農村振興局長表彰、福井県土連前専務理事の野坂 雄二氏が全土連会長表彰を受賞されました。

休憩をはさんで、基調講演、優良事例紹介、大会宣言の朗読の後、次期開催県紹介として会場に奈良大会PRビデオが上映されました。続いて大会旗引継となり、佐賀県土地改良事業団体連合会の田島健一会長から全国土地改良事業団体連合会の義経賢二副会長へ、義経副会長から奈良県土地改良事業団体連合会の奥野信亮会長へ大会旗が引き継がれ、会場は大きな拍手で包まれました。

最後に、さが水土里ネット女性の会より西田祐子会長、織田伊津子副会長、中原節子副会長による閉会挨拶により「第47回土地改良大会佐賀大会」は幕を閉じました。

事業視察として、藤ノ平ダムと白石平野揚水機場等の視察に参加しました。



▲農村振興局長表彰受賞 羽生達夫理事長



▲全土連会長表彰受賞 野坂雄二氏

令和7年度 男女共同参画推進大会inくまもと



▲ 会場の様子



▲ 主催者挨拶をする森下会長



▲ パネルディスカッションの様子



▲ 決議文を朗読する岡田副会長

令和7年11月4日(火)、5日(水)の2日間にわたり、全国水土里ネット女性の会及び、くまもと水土里ネット女性の会主催の「男女共同参画推進大会inくまもと」がメルパルク熊本で開催され、福井県からは、本会の竹内成子理事、川合久利子理事及び事務局1名が参加しました。この大会は秋田県で開催された第1回大会に次ぐ2回目の開催となり、農業農村整備事業に携わる全国の女性が一堂に集い、男女共同参画推進の意義を深く理解するとともに、女性が活躍できる環境づくりを支援し、全国的な意識共有と組織の発展、そしてひとりひとりが活躍できる持続可能な農業農村の実現を目的として開催されました。

大会では、くまもと水土里ネット女性の会の森下ひとみ会長と、全国水土里ネット女性の会の西彩会長の主催者挨拶に続き、来賓挨拶として九州農政局の小野寺慎司次長をはじめとする来賓の方々から祝辞をいただきました。次に基調講演として、山川地区土地改良区の徳永順子理事より「やる気スイッチは押しつ押されつ」と題して、自らが実践する遊休農地を解消する取り組みや活動等についてお話いただきました。続けて、パネルディスカッションでは「誰もが活躍できる地域農業を目指して」をテーマとし、セッション毎に様々な意見交換会が行われました。

最後に、くまもと水土里ネット女性の会の岡田由紀副会長より大会決議文が朗読され、満場一致で採択され1日目は終了しました。

2日目は熊本市内コースと阿蘇コースに分かれて現地視察が行われました。本県参加者は、阿蘇コースに参加し、熊本地震震災ミュージアムや災害復旧事業で造成中の大切畑ダム等を視察しました。

大会を通して、農業農村整備に携わる全国の女性の皆さんと交流することができ、有意義な大会となりました。

インフォメーション

令和8年度 農業農村整備事業関係予算概算決定の概要

- 農業農村整備事業関係予算の令和8年度当初予算は、前年度から40億円増の4,504億円。
- また、防災・減災、国土強靱化対策、TPP等関連対策、食料安全保障対策及び構造転換集中対策として、令和7年度補正予算において2,439億円を計上し、これらの総額は6,942億円。

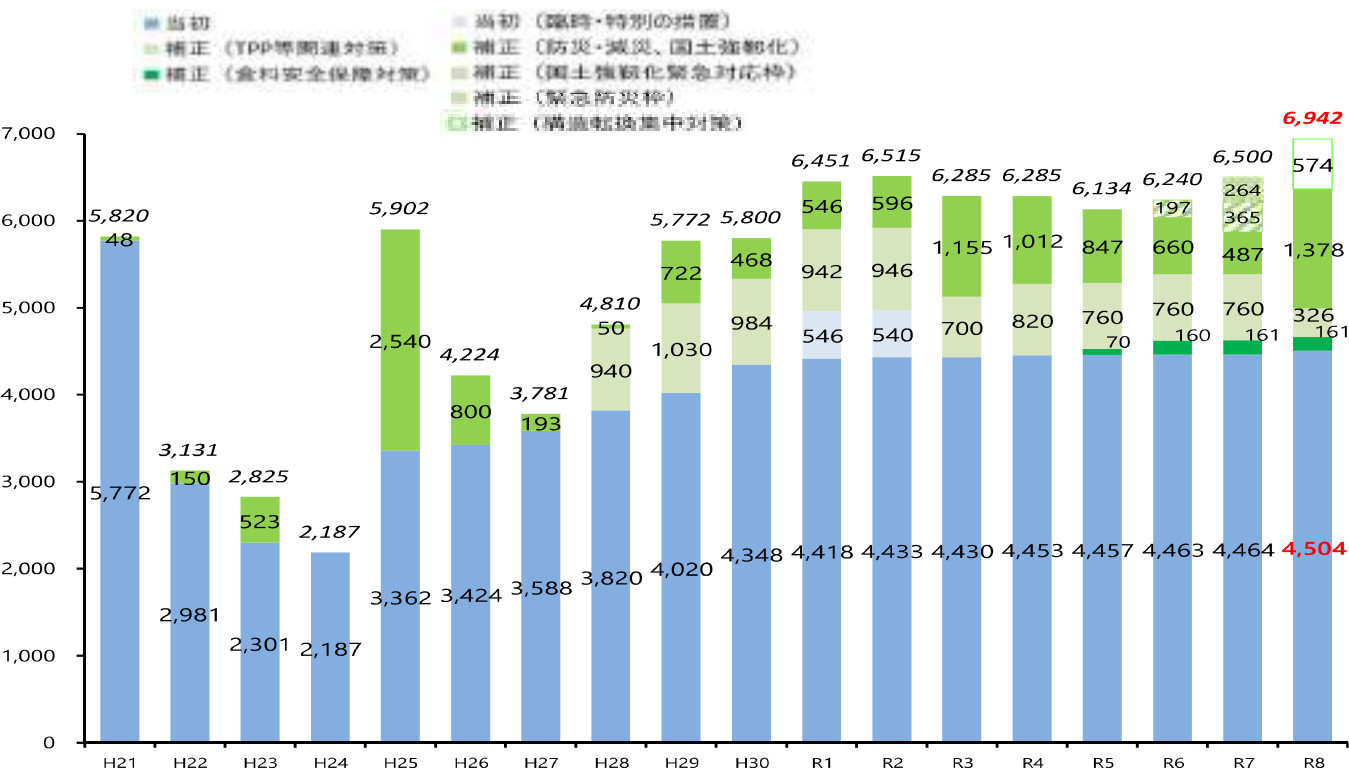
令和8年度予算等

(単位:億円)

事 項	令和7年度 当初予算	令和8年度 当初予算	令和7年度 補正予算	合 計
農業農村整備事業(公共)	3,331	3,365 <101.0%>	2,165	5,530
農業農村整備関連事業(非公共) 〔農地耕作条件改善事業、農業生産基盤情報通信環境整備事業、農山漁村振興交付金〕	548	554 <101.2%>	274	828
農山漁村地域整備交付金(公共) (農業農村整備分)	584	584 <100.0%>	—	584
計	4,464	4,504 <100.9%>	2,439	6,942

(注) 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。

農業農村整備事業関係予算の推移



■ 主な新規・拡充事項

		事業概要	令和8年度拡充のポイント														
農地整備	直轄	●国営農用地再編整備事業 400ha以上の農地整備 【国費率】2/3、促進費は50%（中山間55%）	・ 基盤整備（巨大大区画化等）と営農技術（多収性品種等）の地域の実情に応じた最適な組み合わせによる米生産の低コスト化実証事業を創設（事業費の2%を上限）														
	補助	●農業競争力強化農地整備事業 20ha（中山間10ha：一定の要件を満たせば5ha）以上の農地整備 【国費率】50%（中山間55%） 30ha（中山間15ha）以上の草地整備 【国費率】50%	・ 農業構造転換集中対策期間（令和7年度～11年度）において、農地の大区画化の割合、集積・集約化率等に応じて国費により農家負担を軽減する農業構造転換特別対策費を創設する。現在実施中の地区は、事業実施により下記要件を満たせば促進費からの移行が可能 <table><tr><th></th><th>国費</th><th>定額（事業費の6.25%相当）</th><th>定額（事業費の8.4%相当）</th><th>定額（事業費の12.5%相当）</th></tr><tr><td rowspan="2">要件</td><td>平地地 （補助1/100未満）</td><td>✓対象面積の1/2以上で1ha以上区域に整備 ✓集積率85%以上、集約化率80%以上</td><td>✓対象面積の3/5以上で1ha以上区域に整備 ✓集積率85%以上、集約化率80%以上</td><td>✓対象面積の2/3以上で1ha以上区域に整備 ✓集積率85%以上、集約化率80%以上</td></tr><tr><td>平地地以外 （補助1/100以上）</td><td>✓対象面積の1/2以上で50a以上区域に整備 ✓集積率85%以上、集約化率80%以上</td><td>✓対象面積の3/5以上で50a以上区域に整備 ✓集積率85%以上、集約化率80%以上</td><td>✓対象面積の2/3以上で50a以上区域に整備 ✓集積率85%以上、集約化率80%以上</td></tr></table> ※事業費の12.5%相当のものについては、別途、農地中間管理権等の設定に係る要件を満たす必要。 ・ 中山間地域型の面積要件を見直し（地域計画の見直し及び集積・集約化率に係る要件を満たした場合に緩和（10ha以上→5ha以上）） ・ 附帯事業として情報通信環境整備を実施可能に追加 ・ 計画策定事業について、定額助成範囲を地域計画の見直しを行う地域に重点化した上で採択期間を延長（～R11）※し、助成対象に「フラッグシップ輸出産地の認定地域」を追加。また、計画策定事業において荒廃ハウス等の支障物撤去等を支援対象に追加 ※「水田農業高収益化計画の策定地域」については、R9年度の田政策見直しのため1年間の延長（～R8） ・ 所有者不明農地の増大を踏まえ、計画策定前からの財産管理制度の活用を可能にするとともに、換地業務における経費算定基準を改定（草地畜産基盤整備事業） ・ 事業実施計画策定に掛かる費用の定率助成上限額の1,000万円を撤廃		国費	定額（事業費の6.25%相当）	定額（事業費の8.4%相当）	定額（事業費の12.5%相当）	要件	平地地 （補助1/100未満）	✓対象面積の1/2以上で1ha以上区域に整備 ✓集積率85%以上、集約化率80%以上	✓対象面積の3/5以上で1ha以上区域に整備 ✓集積率85%以上、集約化率80%以上	✓対象面積の2/3以上で1ha以上区域に整備 ✓集積率85%以上、集約化率80%以上	平地地以外 （補助1/100以上）	✓対象面積の1/2以上で50a以上区域に整備 ✓集積率85%以上、集約化率80%以上	✓対象面積の3/5以上で50a以上区域に整備 ✓集積率85%以上、集約化率80%以上	✓対象面積の2/3以上で50a以上区域に整備 ✓集積率85%以上、集約化率80%以上
		国費	定額（事業費の6.25%相当）	定額（事業費の8.4%相当）	定額（事業費の12.5%相当）												
	要件	平地地 （補助1/100未満）	✓対象面積の1/2以上で1ha以上区域に整備 ✓集積率85%以上、集約化率80%以上	✓対象面積の3/5以上で1ha以上区域に整備 ✓集積率85%以上、集約化率80%以上	✓対象面積の2/3以上で1ha以上区域に整備 ✓集積率85%以上、集約化率80%以上												
		平地地以外 （補助1/100以上）	✓対象面積の1/2以上で50a以上区域に整備 ✓集積率85%以上、集約化率80%以上	✓対象面積の3/5以上で50a以上区域に整備 ✓集積率85%以上、集約化率80%以上	✓対象面積の2/3以上で50a以上区域に整備 ✓集積率85%以上、集約化率80%以上												
		●農地中間管理機構関連農地整備事業 10ha（市町村営・中山間5ha）以上の農地整備 【国費率】50%（中山間55%）	・ 収益性要件の選択肢に「地区内の1/2以上が1ha以上の大区画となること」を追加。また、収益性要件の米の生産コストを9,600円→9,500円/60kgに見直し。 ・ 附帯事業として情報通信環境整備を実施可能に追加														
		●農地耕作条件改善事業（非公共） 農地整備【国費率】50%（中山間55%）	・ 機構集積推進費における実施面積に係る要件を見直し（「主として水稻等の土地利用型作物を作物している地区においては、事業実施後の経営耕地面積が1ha以上の経営体が太宗を占めること」かつ「整備面積が5ha未満であること」に見直し） ・ 物価変動を踏まえ定額助成単価を見直し														
	●大区画化等加速化支援事業（非公共） 農地整備【国費率】定額	・ 都道府県単位の協議会を経由した、法人等の農業者が自ら施工することによる大区画化（簡易整備）等を支援する新事業（①農用地の区画拡大等に係る基盤整備、②調査・調整活動等に係るソフト事業、③協議会の事務費）を創設															
	●畑地帯総合整備事業 20ha（中山間10ha）以上の畑地、畑地かんがい施設整備等 【国費率】50%（中山間55%）	—															
	●畑作等促進整備事業（非公共） 畑地、畑地かんがい施設整備等 【国費率】50%（中山間55%）	—															
農業水利	直轄	●国営かんがい排水事業 一般型3,000ha（畑1,000ha）、特別型500ha（畑100ha）以上 【国費率】2/3、基幹施設70%	・ 施設の耐震化において一体不可分な範囲の更新整備を事業対象に追加 ・ 農業用排水施設の「廃止」の対象施設に、現在は使用されなくなった施設を追加（事業対象となることを明確化） ・ 重要度及び緊急性の高い施設の末端支配面積要件を、受益地が畑の場合は100haから20haに緩和（国営造成土地改良施設整備事業） ・ 水管理施設の単独整備の採択期間を延長するとともに（～R12）、国営造成施設と一体不可分な県営造成施設等を事業対象に追加（低炭素農業水利システム構築事業） ・ 小水力発電や高効率ポンプの設置等を支援する促進費の採択期間延長（～R11）														
		●国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 機能保全計画策定、技術高度化、権利設定、管理水準向上等 【国費率】100%	・ 「高リスクパイプライン緊急調査事業」を創設し、道路下の大口径パイプラインの詳細点検を緊急的に実施（事故の兆候が認められた場合には緊急防災等工事計画を策定）（～R12）														
		●土地改良施設突発事故復旧・防止事業 【国費率】（直轄）2/3、基幹施設型70%、（補助）50%	—														
	補助	●水利施設整備事業 200ha（畑100ha）以上の水利施設整備 【国費率】50%（中山間55%）	・ 実施計画策定事業について定額助成範囲を重点化した上で採択期間を延長（～R11） また、「高リスクパイプライン緊急調査事業」を創設（～R12） ・ 小水力発電や高効率ポンプの設置等を支援する「農業水利施設省エネルギー化支援事業（促進費交付）」の採択期間を延長（～R11） ・ 流域治水の取組を推進するため、河川管理者へのデータ提供機器を整備する「緊急水管理システム整備事業」の定額支援を延長（～R12） ・ 大区画化等による生産コストの更なる低減を図る場合に交付する農業構造転換特別対策費を創設（農業競争力強化農地整備事業と同様の要件）														
		●水資源開発事業 3,000ha（畑1,000ha）以上の水利施設整備 【国費率】2/3、大規模70%、県営級50%	・ 農業水利施設の「廃止」の対象施設に現在は使用されなくなった施設を追加（事業対象となることを明確化） ・ 事業計画等検討調査に地上権設定等を追加 ・ 特定事業先行調整費制度の対象事業に水路等施設を追加														
		●農山漁村地域整備交付金（歴史的施設保全事業） 歴史的な土地改良施設の機能維持・向上、保全・管理のための整備等 【国費率】50%	・ 対象施設に「世界かんがい施設遺産」登録施設を追加するとともに、対象とする整備メニューに「適切な利用を図るための施設の整備」を追加														
		●農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共） 農業用排水施設の整備等 【国費率】50%（中山間55%）	—														

		事業概要	令和8年度拡充のポイント
農地防災	直轄	●国営総合農地防災事業 3,000ha以上の農地防災、300ha以上のため池整備 【国費率】2/3、基幹施設型70%	(防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策) ・ 国営事業実施中(かん排・農地再編を含む)の地区内に存在する防災重点農業用ため池を整備する「防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策」を創設(～R12)。貯水容量5,000m3以上、地区内の国営造成施設等とともに水土里ビジョンに位置付けられていること等の要件を満たす場合に、急施の防災事業として緊急的に実施
	補助	●農村地域防災減災事業 ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、用排水施設整備等 【国費率】50%(大規模、中山間、緊急性の高いため池 55%)	・ 実施計画策定等の定額助成及び国土強靱化対策として行うため池整備(小規模)の受益面積要件を撤廃する措置を延長(～R12) ・ 地域防災機能増進事業において、施設の耐震化と一体不可分な範囲の更新整備を事業対象に追加
		●農業水路等長寿命化・防災減災事業(非公共) ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策等 【国費率】50%(中山間55%)、ため池廃止は定額(上限あり)	—
農村整備	補助	●農村整備事業 農道、集落排水施設、営農飲雑用水施設等の整備(再編、強靱化等) 【国費率】50%(中山間55%)	(農業集落排水施設整備事業) ・ 令和3年度に農山漁村地域整備交付金から農村整備事業に移行した地区及び令和5年度までにハード着手した地区であって、令和6年に発災し、激甚災害に策定された災害の被災市町村にあるものに限り、維持管理適正化計画の策定猶予期間を1年延長 (農道・集落道整備事業) ・ 河川改修等に伴う補償で造成された農道橋及び農道トンネルを対象施設に追加 (営農飲雑用水施設整備事業) ・ 施設単位での整備など、よりきめ細やかに対策が進むよう採択要件を明確化
		●中山間地域農業農村総合整備事業 農業生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備 【国費率】55%	・ 実施計画策定事業の期間を現行1年以内から2年以内に延長 ・ 営農飲雑用水施設の更新に際して、災害時の早期機能確保も期待される、より小規模な用水システムを導入する場合において、戸数要件を現行の「10戸以上、末端2戸以上」から「末端2戸以上」へ見直す
		●農山漁村地域整備交付金 (通作条件整備) 農道の整備 【国費率】50%(中山間55%) (農村集落基盤再編・整備事業) 営農飲雑用水施設の整備 【国費率】50%(中山間55%)	(通作条件整備) ・ 河川改修等に伴う補償で造成された農道橋及び農道トンネルを対象施設に追加 (農村集落基盤再編・整備事業) ・ 営農飲雑用水施設の更新に際して、災害時の早期機能確保も期待される、より小規模な用水システムを導入する場合において、戸数要件を現行の「10戸以上、末端2戸以上」から「末端2戸以上」へ見直す
		●農業生産基盤情報通信環境整備事業(非公共) 光ファイバ・無線基地局等の整備 【国費率】50%(中山間55%)、調査計画は定額	・ スマート農業技術の現場実装を加速化するため新事業を創設(農山漁村振興交付金「情報通信環境整備対策」は廃止) ・ 情報通信分野の知見を持つ人材を育成する取組への支援を強化するため、都道府県土連が主体となって実施する情報通信分野の研修開催費用を支援 ・ LPWA*等簡易な情報通信施設により実装可能な自動給水栓等の普及拡大のため事業費要件を見直し(800万円以上→200万円以上) ※通信は低速だが少ない電力で広範囲に電波を届けることができる通信規格
施設管理	直轄	●直轄管理事業 【国費率】77.5%	—
	補助	●基幹水利施設管理事業 【国費率】30%、40%、流域治水対策実施施設1/3	—
		●水利施設管理強化事業 (一般型)国造施設・関連施設の維持管理費を助成【国費率】実質19%等 (連携管理保全型)水土里ビジョンに位置付ける国造施設・関連施設の維持管理費を助成【国費率】25% (特別型)①流域治水対策、②濁水・高温対策、③特定外来生物対策に係る諸経費を助成【国費率】50%	(特別型) ・ 濁水・高温対策において、緊急の対応が必要な場合に交付決定前着手が可能となるよう、事業採択手続の運用を見直し
		●土地改良施設維持管理適正化事業 土地改良施設の定期的整備補修、防災・減災等のための施設整備 【国費率】30%、40%、50%	—
		●土地改良区機能強化支援事業 「水土里ビジョン」の策定、統合整備の推進、施設管理、運営改善対策、研修・人材育成等 【国費率】50%、定額	・ 土地改良区の運営基盤強化を図るために統合整備の支障となる不在地主(地区外組合員)の把握に必要な調査や、資格交替のための地元調整等の取組を支援対象に追加

農家負担金軽減支援対策事業

1. 地域生産基盤保全強化支援事業【利子助成】

令和7年度新規

国の補助を受けて実施された土地改良事業等[※]の実施地区において、要件を満たすことが確実と見込まれる地区に対して、保全強化支援計画に従って、受益者負担金の償還利子相当額の5/6を限度として助成
※担い手育成農地集積事業（公庫の無利子貸付）の対象事業を除く。

採択要件（1～4のいずれかに該当）

1. 目標年度までに、担い手農地利用集積率が以下のとおり増加すること。

採 択 時	目 標
80%未満	10ポイント以上増加 [※]
80～90%未満	5ポイント増加
90～95%未満	95%以上
95～100%未満	シェア増加
100%	維持

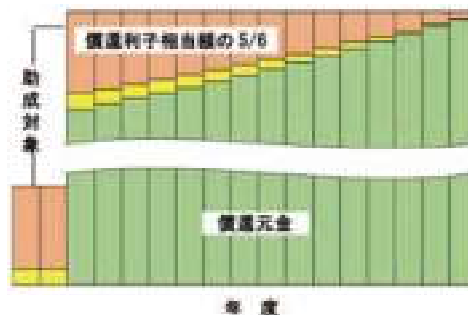
※目標集積率60%未満は採択しない。

2. 目標年度までに、高収益作物[※]の生産額がおおむね20%以上増加すること。

※ 高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物（野菜、花き・花木、果樹など）をいう。

3. 輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること。
4. 先端的な技術を活用した生産方式との適合が図られること。

利子助成のイメージ



借入額が多ければ利子が大幅に軽減！

県営事業において、54百万円を6年間（合計3億24百万円）2.05%、17年償還（うち据置2年）で借り入れた場合の最終償還までの負担額

償還利子額	69百万円（上図赤部+黄部）
△利子助成額	57百万円（上図赤部）
実質利子負担額	12百万円（上図黄部）

2. 農地有効利用推進支援事業【利子助成】

農地耕作条件改善事業を実施し、担い手への農地利用集積率が8割以上となる地区に対して、農地利用推進計画に従って利子助成

採 択 時	目 標
80%未満	80%以上
80～100%未満	シェア増加
100%	維持

※採択時の集積率80%以上の地区が対象に追加

- （1）受益者負担金の償還利子相当額の5/6を限度として助成〔事業費助成型〕
- （2）農地中間管理機構が農地の出し手（所有者）に対する賃料の一括前払に必要な借入資金に係る償還利子相当額を助成〔一括前払助成型〕

なお、災害時に利用できる災害被災地域土地改良負担金償還助成事業【利子助成】、土地改良法に基づく土地改良事業等に利用できる水田・畑作経営所得安定対策等支援事業【無利子貸付】もあります。

【問合せ先】 福井県土地改良事業団体連合会（水土里ネットふくい） 総務部総務課
直通電話：0776-23-7777 ファックス：0776-24-1400

土地改良区だより

【坂井北部土地改良区】

● 令和7年10月14日(火) 「子どもたちと農業体験」



坂井北部土地改良区の主催で耕作放棄された農地の再生を目的として、将来を担う子供達とともに農業体験を行いました。芦原こども園から35名、金津こども園から27名が参加しました。当日は晴天とはならなかったものの、心地よい風が吹くイモホリ日和でした。残念ながら今年は夏の猛暑が影響したのか、サツマイモの出来が悪く、大きく育たず、例年より収穫量を減らしました。



土地改良区の皆さんは、子どもたちががっかりしないか心配していましたが、子どもたちは、たまに出てくる大きなイモを見つけると友達と見せあったりして、大喜びしていました。イモを堀り終えたあとも、土の大きな塊を運んだり、虫を見つけて集めたりと大騒ぎでした。収穫量の多い少ないには関係なく、土に触れるという農業の側面を大いに楽しんで貰う機会となりました。

【日野川用水土地改良区】

● 令和7年10月8日(水) 「日野川用水食農体験学習塾 ～水と緑のふれあいフェスタ'25～」



未来を担う子供達に、農業水利施設の見学を通して農業用水がもつ多面的機能や土地改良区の役割や大切さを学んでもらうことを目的に「日野川用水食農体験学習塾～水と緑のふれあいフェスタ'25～」が開催されました。今年は、鯖江市中河小学校の4年生36名が参加しました。



午前中は榊谷ダムと松ヶ鼻頭首工等を見学し、午後は丹南農林総合事務所の職員による出前講座と、日野川用水土地改良区の水管理システムを見学しました。

記念撮影の後、最後にポン菓子作りを体験し、今年の体験学習塾は終了しました。

児童の皆さんは普段入れない施設の見学を通し、田んぼの水がどうやって届くのか、その大切さを実感してもらえたようでした。

秋の叙勲

令和7年11月3日付けで発表されました令和7年秋の叙勲では、全国で3,963名の方々が、福井県内からは41名の方々が受章されました。土地改良関係では、当会の廣畑 佐一副会長が旭日双光章授章の荣誉に輝いております。

旭日双光章 土地改良 事業功労



ひろはた さいち
廣畑 佐一

福井県土地改良事業団体連合会 副会長

福井県に奉職され農業土木技術者として数々の事業に携わり、全国トップクラスのほ場整備率をはじめ用水のパイプライン化など生産性の高い農業基盤整備を確立してこられました。

その後、福井県土地改良事業団体連合会の専務理事や副会長を歴任し、20年以上に亘り優れた判断力と指導力、高度な専門的技術力を発揮され、健全な会務の執行と運営を堅持し、県内の農業農村整備事業の推進と会員支援に努められました。

併せて、地元の小浜東部土地改良区理事長に就任すると、県営経営体育成基盤整備事業（標準区画1haの区画整理と用水のパイプライン化、農地の汎用化）の実施と営農組織の設立により、農地集積・集約化が進み、営農の合理化と生産性が向上しました。また、事業を契機に、農産物直売所が開所され食育や地産地消が進み、地域の活性化に繋がっています。こういった長年の功績が評価され受章を果たされました。

農業基盤整備資金利率

令和8年2月19日付けの日本政策金融公庫農林水産事業の農業基盤整備資金貸付利率についてお知らせします。

問合わせ先：(株)日本政策金融公庫福井支店
TEL:0776-33-2385
HP: <https://www.jfc.go.jp/a/>

区 分		融資期間にかかわらず	融資期間別（一例）（％）			
			5年	10年	15年	20年
補助事業	県 営	2.85	—	—	—	—
	団体営	2.70	—	—	—	—
非 補 助	一 般	2.70	—	—	—	—
	利子軽減	2.70	—	—	—	—
災 害 復 旧		—	1.65	2.05	2.45	2.70

水土里ネットふくい(福井県土地改良事業団体連合会)の連絡先

〒910-0014 福井県福井市幾久町8番17号 (FAX) 0776-24-1400 <https://www.midorinet-fukui.jp>

総務課	}	(TEL) 0776-23-7777	soumu@midorinet-fukui.jp
企画開発課			
土地改良課(会員支援室)	}	(TEL) 0776-23-7775	jigyo4f@midorinet-fukui.jp
システム管理課			
計画設計課(ため池サポートセンター)	}	(TEL) 0776-23-7776	jigyo3f@midorinet-fukui.jp
環境計画課 (農村環境分析センター)			
		(TEL) 0776-23-8560	

嶺南事務所 〒919-1542 福井県三方上中郡若狭町井ノ口37-8-6 (TEL/FAX) 0770-62-1244

発行所 福井県土地改良事業団体連合会 編集兼発行責任者 小堀健司

